平成24年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No | 1 (| 6 | | | | | <u>府 省 庁 名</u> | <u> </u> | 生労働省 |
|----------|---------|--|------------------------------|----------------|---------------------|--------------------|-------------------|----------------|---|
| 対象 | 税目 | 個人住民稅 | 法人住民税 | 事業税 | 事業税 (外形) | 不動産取得税 | 固定資産税 | 事業所税 | その他(地方消費税) |
| 要望 項目名 | | 改正障害者自立支援法等の施行に伴う税制上の所要の措置 | | | | | | | |
| 要望内容(概要) | | 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) ① 障害児の通園事業の用に供する土地等を譲渡した場合における譲渡所得 ② 肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費(現行の障害児施設医療費を通所と入所に区分したもの)に係る医療 | | | | | | | |
| | | い、従前 ① 第 | 管害者自立支援 前の施設体系が 1種社会福祉 | 再編とな 事業から第 | るところである 2種社会福祉 | るが、引き続き 事業となる障害 | 、 『児の通園施設 | の用に供っ | 引施設の一元化に伴 ける土地等を、一定の 業」(※)の対象とす |
| | | 者の る書 | 当該資産が同 類を添附する | 号に掲げる ことにより | る事業に必要な リ、当該事業の) | ものとして使 | 用することが)に土地等を調 | できる資産 譲した者(| 資産の買取りをする に該当する旨を証す こついて、当該資産の Dをいう。 |
| | | | | | び障害児入所的 課税措置の対象 | | 障害児施設医 | 療費を通列 | fと入所に区分したも |
| 関係 | 条文 | | 第 65 ई | 条第1項第 | 第1 号 | 条の2第1項第 イ、第22条の | | | 2号、 |
| | | | 法別表第一第 6 法施行令第 14 9 | | | | | | J |
| 減 見道 | 収 2額 | (初年度) | (_ |) (| 平年度) | (—) | (単位:百 | 万円) | |
| 要望 | 理由 | 稅 | 策目的 治制措置の優遇 地域における | | | 障害児の生活 | の場や地域に | おける支援 | 受体制を整備し、障害 |
| | | (2) 施 | 策の必要性 | | | | | | |
| | | がる | 、障害児が地域 | 或で自立し あり、その | た生活を送る ためには、障害 | ためには、独立 | 自活に必要な | 知識•技能 | 記となるところである 記を与える場を整備す 他の確保に対する税制 |
| | | る | ところであり めることで、b | 障害者の | 通所サービス | と同様、障害児 | の通所サービ | えについて |)適用が認められてい も特別控除の適用を)整備が一層促進され |
| | | | | | | | | | |

消費税非課税措置の対象として、知的障害児施設(第一種自閉症児施設)、肢体不自由児施設(肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設)及び重症心身障害児施設が提供する障害児施設医療費が現

| | 行掲げられているところ、①同様、障害児施設の体系が再編となるため、肢体不自由児通所医療費(医療型児童発達支援センターが提供)及び障害児入所医療費(医療型障害児入所施設が提供)に区分けされる。 |
|---------------------|---|
| | 区分け後も、役割・機能について変更はないため、これまで同様の税制上の所要の措置が必要である。 |
| | ※①②とも、社会福祉団体からパブリックコメントを通じ、本件に係る要望を受け付けている。 |
| | |
| | |
| | |
| 本要望に 対応する 縮減案 | |
| ページ | 16—1 |

| 合理性 | 政策体系におけ る政策目的の位 置付け | 基本目標IV 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標IV 7 障害者制度改革の道筋をつけ、障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会を実現する 施策中目標IV 7 1 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。 |
|-----|------------------------------------|---|
| | 政策の 達成目標 | 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)を基本とした身近な支援の充実 |
| | 税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間 | 恒久措置 |
| | 同上の期間中 の達成目標 | _ |
| | 政策目標の 達成状況 | _ |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 対象施設数(平成22年4月1日現在) ① 383施設 ② 282施設 |
| | 要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性) | 本措置により、障害児の地域生活を支える場が整備され、児童福祉法を基本とした身近な支援の充実が進む。なお、公費による給付費の負担が減少すると見込まれる。 |
| 相当性 | 当該要望項目 以外の税制上の 支援措置 | ① 同様の要望を国税(所得税、法人税)においても行っている。② 同様の要望を国税(消費税)においても行っている。 |
| | 予算上の措置等 の要求内容 及び金額 | 障害児が障害児施設において受けた施設支援等に要する費用の負担を行う。平成23年度予算額712億円 |
| | 上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係 | 上記予算上の措置と相まって、障害児の地域における生活を支援するもの。 |
| ~- | -ジ | 16—2 |

| 相当性 | 要望の措置の妥当性 | ① 今般の障害者自立支援法等の見直しにより、平成24年4月から重複障害に対応するとともに身近な地域で支援を行けられるよう、それまで障害種別等に分かれていた障害児施設(通所・入所)について一元化し、入所による支援を行う施設を「障害児入所施設」に、通所による支援を行う施設を「児童発達支援センター」に再編することとしている。これに伴い、これまで第1種社会福祉事業として位置づけられていた障害児の通園施設は、第2種社会福祉事業に位置づけられることになる。 第1種社会福祉事業に位置づけられることになる。 第1種社会福祉事業がら第2種社会福祉事業になることにより、特掲事業から外れることから、租税特別措置法第33条に規定する社会福祉法人が設置する第1種社会福祉事業の用に供するために土地を売却した場合の所得税についての5,000万円までの特別控除の適用がなくなる。 しかしながら、上記のとおり障害児の地域生活を支える独立自活に必要な知識技能を与える場の整備が重要であることを踏まえると、障害児が地域で自立した生活を送るためには同法等の見直し前と同様に、特掲事業としておくことが適当と考える。また、通所により利用するサービスである保育所は特掲事業であるため、本措置により保育所との均衡も図られることとなる。 ② 現在、消費税法別表第一第6号ト及び同法施行令第14条第1項第8号の規定に基づき、障害児施設医療費の支給に係る医療は、非課税とされている。今般の障害者自立支援法等の見直しにより、重複障害に対応するとともに身近な地域で支援を受けられるよう、それまで障害種別等に分かれていた障害児施設(通所・入所)が、平成24年4月より一元化されることから、障害児施設医療の支給に係る医療を提供する指定知的障害児施設等(※)についても、「医療型施設」として再編されるため、これまでと名称が変更となる。 名称変更後においても、引き続き、医療費の支給に係る医療を提供する施設について消費税の非課税措置の対象であることが適当と考える。 ※ 指定知的障害児施設等とは、都道府県知事が指定する知的障害児施設、知的障害児施設 (24条の2)。 ※ 指定知的障害児施設等とは、都道府県知事が指定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、族体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設又は指定医療機関をいう(児童福祉法第24条の2)。 |
|---|-----------|---|
| 税負担軽減措置等の 適用実績 | | _ |
| 税負担軽減措置等の 適用による効果(手段 としての有効性) | | _ |
| 前回要望時の 達成目標 | | _ |
| 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由 | | |
| これまでの要望経緯 | | ① 平成 23 年度税制改正において、「譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充」を要望し、同年度税制大綱にも示されたところ。 ② 障害者自立支援法施行に向け、平成 17 年度税制改正において、「障害者福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置」を要望したところ。 |

| | なお①②ともに、平成22年5月24日付税制調査会長宛厚生労働副大臣文書「「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」(議員立法)について」にて、税制調査会からの了承を求めた。 |
|-----|--|
| ページ | 1 6—3 |